

厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程の一部改正の骨子（案）

1 改正の趣旨

市立病院は、地方公営企業として経済性を発揮しながら、様々な社会情勢の変化に応じた運営をしていますが、昨今の物価高騰や人件費の上昇の影響により、当院を含めた多くの医療機関の経営が厳しい状態に置かれています。これは、病院収益の根幹である診療報酬について、費用の増加が適切に転嫁されていないことが根底にあり、全国の医療関係団体が人件費や物価高騰に見合った診療報酬の改定を強く要望しています。これらを受け、令和7年6月に閣議決定された「骨太の方針 2025」の中では「経済・物価動向に相当する増加分」を加算する方針が明示されました。

一方で、市立病院における使用料及び手数料の徴収については、地方自治法に基づき、厚木市立病院の診療費等に関する条例（以下「条例」という。）で定めていますが、価格を改定するには条例改正の手續に一定期間を要することから、急激なインフレ下においては、即効性のある価格改定が難しい状況です（民間医療機関は、即時改定）。

以上のことから、物価高騰や人件費上昇の影響に即した病院運営に向け、使用料及び手数料の規定を改めるとともに、選定療養費について、多焦点眼内レンズと長期収載品を新たに規定するため、条例及び条例施行規程の一部を改正するものです。

- 条例で定める使用料及び手数料（①特別の療養環境の提供に係る病室使用料、②文書料③分べん介助料、④新生児介補料、⑤死体処置料）の各項目に上限額を設定
- 条例で定める上限額の範囲内の金額で、規程で金額を設定
- 選定療養費（⑥多焦点眼内レンズの支給、⑦長期収載品）の追加

2 条例の現状

使用料及び手数料について、条例で各項目の金額を定めています。

別表第1（第2条関係）

※ 一部抜粋・簡略化

種 別		金 額	
		市 内	市 外
特別の療養環境の提供に係る病室使用料	特別室	1日につき 25,000円	1日につき 30,000円 ①
	個室A	1日につき 12,000円	1日につき 15,000円
	個室B	1日につき 10,000円	1日につき 12,000円
	4人室	1日につき 3,000円	1日につき 3,600円
分べん介助料	時間内	80,000円（多胎分べんの場合、2人目に40,000円を加算）	
	時間外	112,000円（多胎分べんの場合、2人目に56,000円を加算） ③	
新生児介補料			1日につき 4,000円 ④
死体処置料			1件につき 3,000円 ⑤

別表第 2（第 2 条関係）

※ 一部抜粋・簡略化

種 別	金 額
普通診断書	1 通につき 2,000 円
特別診断書	1 通につき 5,000 円
死亡診断書	1 通につき 3,000 円
普通証明書	1 通につき 1,500 円
特別証明書	1 通につき 5,000 円
死体検案書	1 通につき 3,000 円

3 上限額設定の考え方

- 条例で使用料及び手数料の各項目の金額を規定していますが、条例では上限額を定め、その範囲内において、病院事業管理者が規程で金額を定める形に改めます。
- 上限額については、これまでの上昇分に、今後の上昇見込み分を掛けて算定します。
 - これまでの上昇分については、平成 30 年度を基準とし、給料や委託料などの上昇実績から 20%として積算しています。また、新生児介補料及び死体処置料については市立病院開設以来変更していないため、その分も加味して積算しています。
 - 今後の上昇見込み分については、2025 年 5 月の消費者物価指数（総務省令和 7 年 6 月 20 日公表）の総合指数が 111.8（2020 年を 100 とする）であり、日銀短観における企業の物価見通し（令和 7 年 7 月 1 日公表）においても、5 年後は 2.3%となっているため、5 年間で約 10%上がる見込みで積算しています。
 - 今後の上昇見込み分を含めて上限額を条例で規定することにより、物価等の上昇に合わせた即効性のある対応が図れるようになります。

$$\text{各項目の最高金額} \times (+) \text{これまでの上昇分} \times \text{今後の上昇見込み分} 1.1 = \text{上限額}$$

<条例で上限額を定めるもの ①～⑤> 【変更】

項 目	計 算 式	上 限 額
①特別の療養環境の提供に係る病室使用料	30,000 円 $\times 1.2 \times 1.1 = 39,600$ 円	1 日につき 40,000 円以内
②文書料	5,000 円 $\times 1.2 \times 1.1 = 6,600$ 円	1 通につき 7,000 円以内
③分べん介助料	112,000 円 $\times 1.2 \times 1.1 = 147,840$ 円	1 児につき 148,000 円以内
④新生児介補料	4,000 円 $+ 2,000 \text{ 円} \times 1.1 = 6,600$ 円	1 日につき 7,000 円以内
⑤死体処置料	3,000 円 $+ 2,000 \text{ 円} \times 1.1 = 5,500$ 円	1 件につき 5,500 円以内

※ 上限額については 500 円単位で切上げています。

4 選定療養費

⑥多焦点眼内レンズの支給選定療養費【新設】

市立病院では白内障手術に対し、単焦点眼内レンズによる治療を実施していますが、今後も白内障患者の増加が見込まれることから、遠近どちらも視力回復が可能となる多焦点眼内レンズを使用した白内障手術を選択肢として増やすために、新たに選定療養費として設定します。

単焦点レンズと多焦点レンズの金額差に、追加検査代等を加えた金額を選定療養費として患者から徴収します。

⑦長期収載品の選定療養費【新設】

市立病院での医薬品の採用は、先発医薬品か後発医薬品のどちらか一方としているため、現状において選定療養費が生じることは想定していませんが、今後の医薬品の採用や国の動向によって生じる可能性を考慮し、新たに選定療養費として設定します。

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品の一部）の処方等又は調剤について患者が希望した場合、患者の自己の選択に係るものとして、後発医薬品との差額の1/4に相当する金額を選定療養費として患者から徴収します。

5 規程で設定する金額（実際の徴収金額）

条例で定める上限額の範囲内の金額で、病院事業管理者が規程で金額を定める形に改めます。物価高騰や人件費上昇の影響を反映し、条例施行時の金額は以下のとおりとします。

なお、今後の金額についても、院内基準（物価や人件費の上昇、各項目の利用状況及び市立病院の経営状況、近隣医療機関の金額等）を基に総合的に判断し、設定していきます。

①特別の療養環境の提供に係る病室使用料【変更】 1日につき ※金額は市内（市外）

種類	上限額 【条例】	実際の徴収金額		
		現在	改正後【規程】	差
特別室	40,000 円	25,000 (30,000) 円	18,000 (21,000) 円	▲7,000 (▲9,000) 円
個室A		12,000 (15,000) 円	15,000 (18,000) 円	+3,000 (+3,000) 円
個室B		10,000 (12,000) 円	12,000 (15,000) 円	+2,000 (+3,000) 円
4人室		3,000 (3,600) 円	0 円	▲3,000 (▲3,600) 円

※特別室については、使用者増加を図るため、個室AとBの料金幅に合わせて均等に設定するものです。

※4人室については、産科専用の個室となりますが、より快適な環境で出産していただきたいという政策的な観点から、徴収しない方針に変更するものです。

②文書料【変更】 1通につき

種類	上限額 【条例】	実際の徴収金額		
		現在	改正後【規程】	差
普通診断書	7,000 円	2,000 円	2,500 円	+500 円
特別診断書		5,000 円	6,000 円	+1,000 円
死亡診断書		3,000 円	3,500 円	+500 円
普通証明書		1,500 円	2,000 円	+500 円
特別証明書		5,000 円	6,000 円	+1,000 円
死体検案書		3,000 円	3,500 円	+500 円

③分べん介助料【変更】 1児につき ※金額は単胎分べん（多胎分べん）

時間	上限額 【条例】	実際の徴収金額		
		現在	改正後【規程】	差
時間内	148,000 円	80,000(40,000) 円	96,000(48,000) 円	+16,000(+8,000) 円
時間外		112,000(56,000) 円	120,000(60,000) 円	+8,000(+4,000) 円

④新生児介補料【変更】 1日につき

上限額 【条例】	実際の徴収金額		
	現在	改正後【規程】	差
7,000 円	4,000 円	6,000 円	+2,000 円

⑤死体処置料【変更】 1件につき

上限額 【条例】	実際の徴収金額		
	現在	改正後【規程】	差
5,500 円	3,000 円	5,000 円	+2,000 円

6 条例改正のスケジュール（予定）

令和7年10月17日 意見交換会の開催

10月29日～11月28日 パブリックコメントの実施

令和8年1月 例規審査会

2月 厚木市議会議案提出

3月 議決後、改正条例公布（周知）

7月 改正条例施行、改正規程施行

厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程の一部改正の骨子 に対するパブリックコメント手続実施要領

1 目的

昨今の物価高騰や人件費の上昇の影響に伴い、条例に規定する使用料及び手数料の一部を変更するため、厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程を改正するものです。

つきましては、厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程の一部改正の骨子について、市民の皆様の意見等を聴取し、可能な限り意見を反映するため、厚木市市民参加条例第6条第3項の規定に基づき、パブリックコメント手続を実施します。

2 パブリックコメント手続の対象

厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程の一部改正の骨子

3 パブリックコメント手続実施の周知方法

- (1) 広報あつぎ（10月15日号）への掲載
- (2) 厚木市ホームページへの掲載（10月15日から）
- (3) 厚木市LINE公式アカウントによる発信
- (4) 市立病院ホームページへの掲載（10月15日から）

4 骨子の配布及び閲覧

次に掲げる場所等で令和7年10月29日（水）から令和7年11月28日（金）まで配布及び閲覧を行います。

- (1) 厚木市立病院
- (2) 市役所本庁舎3階市政情報コーナー
- (3) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館
- (4) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所
- (5) 保健福祉センター
- (6) 中央図書館
- (7) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ6階）
- (8) 市ホームページ



《市ホームページ閲覧ページ》

- (9) 市立病院ホームページ



《市立病院ホームページ閲覧ページ》

5 意見等提出期間

令和7年10月29日（水）から11月28日（金）までとします。

※ 郵送の場合は、11月28日（金）必着とします。

6 意見等提出資格

- (1) 市内に居住する方
- (2) 市内に通学し、又は通勤する方
- (3) 市内において活動する個人及び法人その他の団体
- (4) 市に納税の義務がある方

7 意見等提出方法

次の方法により提出してください。

- (1) 電子申請システム（e-kanagawa）により提出する。



《電子申請システム（申し込みフォーム）》

- (2) 市公式LINEにより提出する。



《市公式LINE》

- (3) 意見提出用紙を持参する。

ア 厚木市立病院 1階医事課の窓口へ直接提出

イ 市役所本庁舎 3階市政情報コーナーに設置されたパブリックコメント意見提出箱に投函

ウ 次に掲げる場所に設置されたわたしの提案の提案箱に投函

(ア) 市役所本庁舎 1階

(イ) 各地区市民センター（各公民館）及び上荻野分館

(ウ) 本厚木駅連絡所及び愛甲石田駅連絡所

(エ) 保健福祉センター

(オ) 中央図書館

(カ) あつぎ市民交流プラザ（アミューあつぎ 6階）

- (4) 意見提出用紙を郵送する。

郵送先 〒243-8588

厚木市立病院 医事課 宛て

- (5) 意見提出用紙をファックスで送信する。

ファックス番号 046-221-3270

送付先 厚木市立病院 医事課 宛て

(6) 意見提出用紙を電子メールで送信する。

メールアドレス 2510@city.atsugi.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名「厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程改正骨子パブリックコメント意見」

8 意見等の取扱い

(1) 提出された意見等は、厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程の一部改正に当たって参考とします。なお、提出された意見等については、個人情報を除き、意見等の概要及び市立病院の考え方を、後日、市ホームページ及び市立病院ホームページ、市政情報コーナーで公表します。

(2) 提出された意見等に対しては、個別の回答はしません。